

重要事項説明書（介護予防訪問看護・訪問看護サービス）

あなたに対する介護予防訪問看護・訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	岩美町訪問看護ステーション
主たる事務所の所在地	鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 1 0 2 9 番地 2
法人別	地方公共団体
代表者名	開設者 岩美町長 長戸 清
電話番号	0 8 5 7 - 3 7 - 5 1 0 5

2. 事業所のサービス種類

介護保険法令に基づき鳥取県知事から指定を受けている事業所名称 (指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき鳥取県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
岩美町訪問看護ステーション (3 1 6 1 1 9 0 0 3 2)	介護予防訪問看護 訪問看護

※緊急時の訪問看護・特別管理・ターミナルケアの体制を整えています。

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、看護師等が適正な訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す。

4. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。但し、当事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

5. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従事者の職種	職員数	勤務の体制
管理者	1名	常勤（兼務）
看護師	3名	常勤

6. 営業時間

営業日	月、火、水、木、金
営業時間	午前8時30分から午後5時15分

ただし、国民の祝日と年末年始を除く

7. 苦情申立窓口

《ご利用者ご相談窓口》

岩美町訪問看護ステーション	ご利用時間	平日	午前8時30分から午後5時15分
	電話	0857-37-5105	
	管理者	長谷 ひとみ	
岩美町国民健康保険岩美病院	ご利用時間	平日	午前8時30分から午後5時15分
	電話	0857-73-1421	
鳥取県国民健康保険団体連合会	ご利用時間	平日	午前8時30分から午後5時15分
	電話	0857-20-2100	
岩美町健康福祉課	ご利用時間	平日	午前8時30分から午後5時15分
	電話	0857-73-1333	
鳥取県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	ご利用時間	平日	午前9時から午後5時
	電話	0857-59-6335	

8. 第三者評価の実施について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	なし
実施した評価機関の名称	なし
評価結果の開示状況	なし

9. 業務継続計画策定について

当事業所では、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 継続的および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定します。
- (2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 緊急時の対応方法

夜間、休日、緊急時には携帯電話で対応していますが、万一、不通の時は岩美病院へかけてください。

夜間・休日・緊急時	090-6843-8221
岩美病院	0857-73-1421

11. 利用料金

別紙1『料金表』参照